

県庁職域支部だより

発行: 神奈川県建築士会

県庁職域支部 支部長 部 健夫

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

vol.16 2010.5

巻頭言

「建築の見方はこれでいいか？」

県庁職域支部長／県建築住宅部長 部 健夫

建築の分野も専門化が進み、建築士会ではCPDを通じて専攻建築士を育成していく方向が模索されているが、CPDはともかく専門化・専攻主義の方向には若干の危惧の念も抱く。

もともと学問には「手段としての知」と「目的としての知」を求める2つの流れがある。前者はナポレオンが創設したエコール・ポリテクニーク（1794年開校）における教育や科学は社会に奉仕すべきという「応用」重視の理念であり、後者はプロイセンの教育相フンボルトの教育革命により設置されたベルリン大学（1810年創設）などで採用された「知識の追求」それ自身を重視する理念である。建築学は日本では工学部に所属し手段としての知の獲得に重点が置かれてきたから当然の成り行きとはいえ、これでいいのだろうか。

最近、山形浩生氏の全訳によるジェイン・ジェイコブズの「アメリカ大都市の死と生」（鹿島出版会）が出版された。（前の黒川紀章氏の訳本は前半二部までの部分訳であった。）この本でジェイコブズは正統派都市計画家による都市再開発の手法などを徹底的に批判し、大きな影響を与えた。山形浩生氏はジェイコブズを偉大なアマチュアと呼ぶが、言ってみれば都市再開発反対を叫ぶ市民運動家のおばさんが専門家をやっつけたのだ。

正統派都市計画家の計画思想は元をたどれば、ル・コルビュジエの機能主義や彼が推進したCIAM（近代建築国際会議）のアテネ憲章に行き着く。経済学者である間宮陽介氏は「都市の思想」（「最適都市を考える」宇沢弘文編 東京大学出版会 所収）の中で、ル・コルビュジエのヴォアザン計画（パリ改造計画）などを「土地の上に立つ容器としての都市」と呼び、ジェイコブズの主張する都市を「生活の場所としての都市」と呼んだ。ル・コルビュジエの計画理論は、単に機能主義（機械主義）だけでなく人間尺度論などを含む人間主義の面も持っていたが、その対象とする人間は実際に生活を営む人間ではなく生物学的な意味での人間であるとも書いている。

この生物学的人間という指摘を読んで、私は統計の歴史を連想した。実は統計学(Statistics)と国家(State)は語源を共有している。フランスではナポレオンが統計官僚を組織して国民統治の手段として活用した。ドイツでもライプニッツがいち早く統計局の創設を提唱してその後のプロイセンで実践されている。ここでもフラン

スとドイツの対抗関係が反映していて面白いが、統計で捉える人間は「人間本性」(human nature)ではなく「正常人」(normal people)である。国民国家が形成される中で、統治の手段として統計が活用され、その過程で標準的な人間像という概念が形成されたのだ。

一方、建築家の山本理顕氏は、国民国家の形成において集合住宅の「一住宅=一家族」の設計理論は国民を家族単位で統治するのに最適のシステムであったと述べている。その根拠は中野隆生氏の研究にあるが、その著書「プラーグ街の住民たち フランス近代の住宅・民衆・國家」（山川出版社）を読むと、集合住宅の設計理論の発展過程で、住宅を提供する側の資本家たちが、革命の後遺症もあって住民の相互関係が築かれる機会を出来るだけ制限し、自生的に形成された民衆の生活習慣を矯正していくとする意図が強く反映していたことがわかる。その設計理論では、一戸戸に一家族は当然としても、共用スペースを極力排除するとともに、浴場や洗濯場等の共同施設を設置したとしてもそれはむしろ民衆の従来の生活習慣を改め、教育する場として捉えられていた。

ル・コルビュジエの計画理論もおそらくこうした歴史の文脈と無縁ではないだろう。とすれば、建築の思想、計画理論はもっと歴史や文化、民衆の生活習慣などとの関係で語られるべきではないだろうか。ジェイコブズの1961年出版の著書によって、建築専門家はそうした弱点を痛烈に攻撃されたのであるが、この出版のタイミングは絶妙でもあった。

どうして偉大なるアマチュアではなく、建築界自体の側から機能主義計画理論を乗り越える思想が出て来なかつたのだろうかと不思議に思って調べてみると、ジェイコブズのこの本の執筆時期はCIAMの終焉と時を同じくしている。CIAM最後の会議を準備していた若い建築家たちはCIAMにかわる新しい建築運動を起こそうとしてチームXを結成するが、この会議に実はクリストファー・アレグザンダーも招待されていた。構造主義（建築の構造とは無関係）の建築家と言われるオランダのアルド・ヴァン・アイクも参加していたが、彼らの思想や動きはまとまらず1960年以降の大きなうねりにはならなかつたのである。

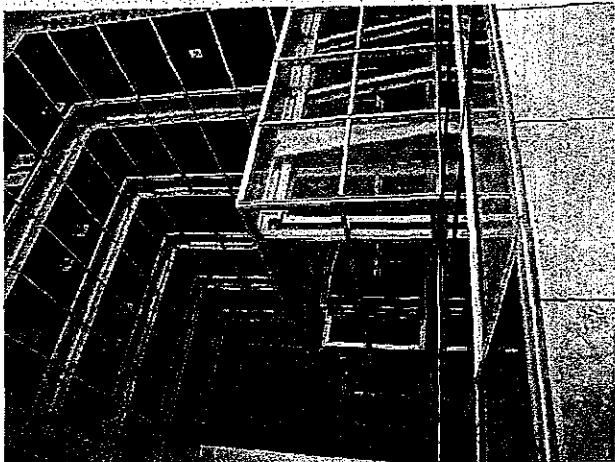
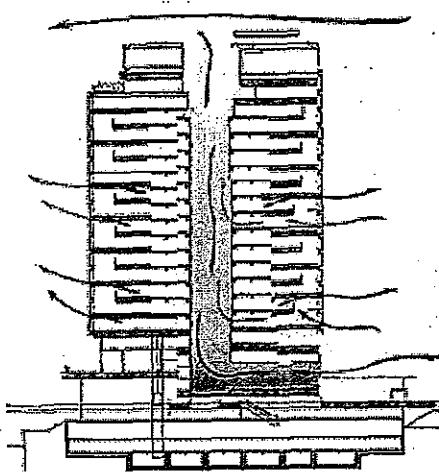
私の注目するアレグザンダーは1979年になってパターン・ランゲージの理論を提唱する。私はこの理論も構造主義の計画理論と考えているが、いずれにしても、そろそろ我々はCIAM以後の建築思想、計画理論の展開をしっかりと学び、建築の技術的専門化の流れに乗るだけでなく、根っここの建築思想を広い視野で考えてみるべきではないだろうか。

日産グローバル本社見学会 県財産経営課 岬 真一



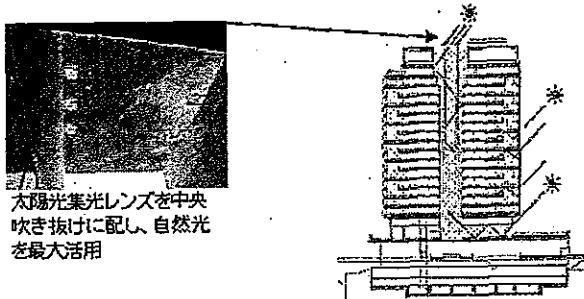
平成 21 年 7 月 31 日、横浜市みなとみらい地区に建設された日産グローバル本社の見学会に行って来ましたので、その概要をご報告します。参加者は総勢 12 名、二日後の 8 月 2 日に竣工式を控えお忙しい最中にも関わらず丁寧に対応していただきました。皆様もご存知のとおり、横浜は日産の創業（1933 年）の地で、今回、約 40 年ぶりに戻ってくることになりましたが、この建物の低層部の壁面線は、発祥の地である神奈川区宝町に向かう軸線と一致させているということです。まず、建設の概要ですが、谷口吉生氏の設計監修のもと竹中工務店の設計で、施工は清水建設、構造は鉄骨造（柱 CFT 造）、地上 22 階地下 2 階、延べ面積が約 92,000 m² という規模で、ここに約 2,800 人の従業員が勤務するということです。当日は、横浜駅東口から伸びる連絡通路から、1 階ギャラリーを臨み（竣工式に合わせて発表する新車がありトップシークレット扱いのため 1 階に降りることはできませんでした）、役員専用エレベーターで、最上階の役員会議室や一般事務室、社員食堂等を見学させていただきましたが、この建物の特徴は、やっぱり「環境への配慮」と言えると思います。

まず、外壁のルーバーは、デザイン的には「簾」として見立てられ、機能的には夏季の直射日光の遮断及び他の季節の光を室内に導き入れ、照明・空調エネルギーの抑制に貢献するとともに、カーテンウォールに設けられたスリットから外気を導入し、建物中央の吹き抜け部から排気する自然循環の換気システムとなっています。



〈吹き抜け部 見下ろし〉

また、吹き抜け部には、太陽を自動追尾する集光レンズを設置し、太陽光を室内に積極的に取り込み、自動調光システムとの組み合わせで省エネルギーを実現できるということです。



ちなみに竣工式で、社長のカルロス・ゴーン氏はこのオフィスについて次のように語っています。「人に焦点をあて、地球に貢献するイノベーションを通じて、より良い世界を作り上げるという我々の決意を象徴するものである。」このコメントからも、世界的な企業としての社会的責務を果たすための意気込みを強く感じられると思います。

ご承知のとおり、県では電気自動車普及に向けた取り組みを実施していますが、日産においても、竣工式当日に電気自動車「リーフ」が発表されました。日産のような大企業の移転によって人や物の流れが大きく変化し、県下における経済的な波及効果が期待できることはもちろんですが、地球環境を守るために官民が一体となって電気自動車の促進を目指すという姿勢が強く印象付けられました。また、この建物が取り入れた様々な環境配慮のシステムをみると、「地球への貢献」を象徴するにふさわしいものと感じられました。

「KTB・PCaPC 外付けフレーム耐震補強工法」
技術研修会+施設見学会
県横須賀土木事務所 近藤 均

■実施概要

日時：平成 21 年 11 月 11 日（水）13:30～16:30
場所：神奈川県自治総合研究センター 1 階 103 研修室
及び横浜市小菅が谷住宅耐震改修工事現場

この研修会は、会員の技術力の向上と知識習得を図るために毎年実施しているもので、今回は県土整備部の「技術職員研修 建築技術職員コース（耐震補強）」と共に開催されました。

技術研修会では、東京理科大学松崎名誉教授から耐震改修全般について講演があり、また、KTB協会上原さんからは、施設見学会で見学する横浜市小菅が谷住宅耐震改修工事で採用したKTB・PCaPC外付けフレーム耐震補強工法についての講演がありました。

KTB・PCaPC外付けフレーム耐震補強工法（(財)日本建築防災協会より技術評価書を取得）は、建物前面に新たな柱・梁の耐震フレームを構築し、既存建物と新設のスラブで接続し、地震時のせん断力を伝達させる工法です。この耐震補強に用いられるPC圧着接合工法は、柱のコーベル（あご）部に梁を載せ2次ケーブルで圧着接合し耐震フレームを形成することにより、巨大地震による変形を受けてもプレストレスの効果で元の状態に戻る弾性の性質を持ち、大地震後も継続使用が可能なものと言われています。

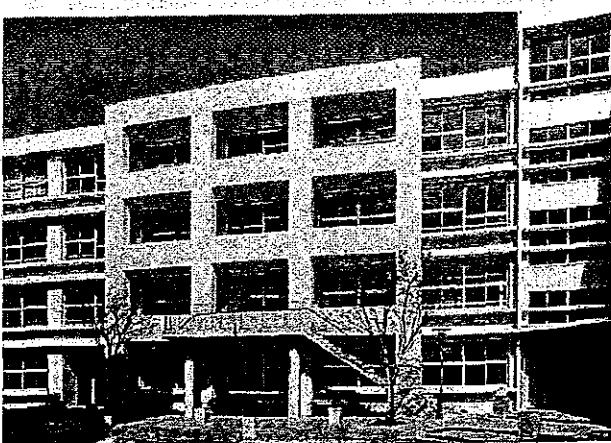
横浜市小菅が谷住宅では、このKTB・PCaPC外付けフレーム耐震補強工法で耐震補強を行うため、南側バルコニーの外側に新たに柱・梁の耐震フレームを構築しています。この工法を採用することにより、市営住宅の居住者を移転させることなく工事の施工ができ、また、他の耐震改修工法より施工費が安く済むとのことでした。

なお、問題点としては、住戸外壁・バルコニーの撤去は不要ですが、バルコニー床の補強工事が必要となるため、工事施工中は1週間程度出入りができなくなることと、また、他の工法と違い新たに耐震フレームを構築するため、耐震フレームのための基礎工事やアースアンカー工事が必要となることでした。

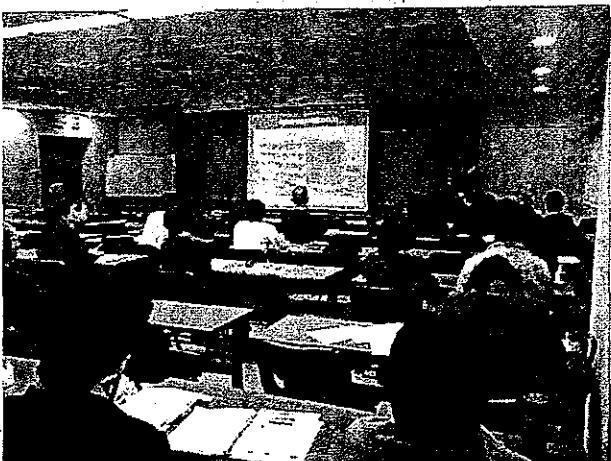
施設見学会では、工事発注者の横浜市職員や工事施工者の株式会社、風越建設株式会社、黒沢建設株式会社の方々により現場の施工段階がわかるような説明がありました。なお、居住者が居ながらの施工であり、居住者への配慮のため、現場での写真撮影は禁止となっていました。

今回は、建築物の耐震補強工事に関する最近の知

識や技術の研修でしたが、今後も建築に関する研修を進めていく必要があると感じました。



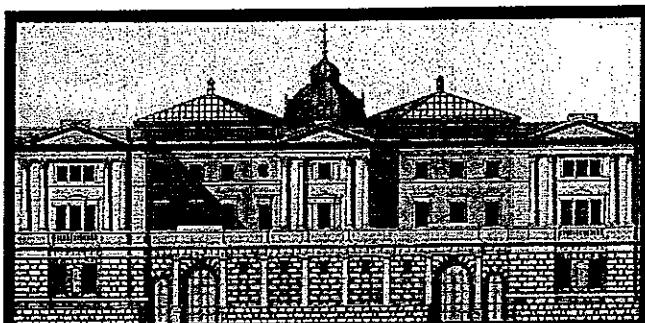
〈施工例 東京未来大学〉



〈技術研修会 開催風景〉

神奈川県立歴史博物館での建築セミナーに参加して

県都市計画課 大河戸 正明



〈日本銀行本店本館 彩色立面図〉



〈グリーンハウス〉

神奈川県立歴史博物館の特別展「彩色立面図による日本の近代建築—銀行・オフィスビルから邸宅まで—」にあわせて、平成22年3月19日に開催された平成21年度建築セミナーに参加させていただきました。セミナーの概要について報告させていただきます。

当日はまず歴史博物館の地下講堂で、学芸員である丹治雄一氏から特別展についての説明を受けました。本展は、建築家・岡義男氏が描いた彩色立面図を中心に、現況写真や関係資料にもよりながら、県内各地に残るオフィスビルや住宅建築、全国各地の銀行建築を紹介し、それぞれに個性的な建物から、近代建築の魅力を伝えようとするものとのことです。なお、「彩色立面図」という用語は聞いたことがなかったのですが、今回の特別展の開催にあたり、丹治氏が考案されたそうです。

その後、建築家・岡義男氏本人から、彩色立面図を描く過程での苦労話などを聞いた上で、展示室に移動し展示解説をしていただきました。岡氏は、最近は図面を描くと目が疲れるとのことでしたが、実物を見ると実感できました。彩色立面図は、繊細な線に、陰影や色彩が施され、大変緻密なものでした。室内には図面を拡大したパネルも展示されていたのですが、そのサイズで描いたものを縮小したのではないかと思えるほどであり、またフリー手帳の直線が図面の魅力を高め、素晴らしいものでした。最後に丹治氏から、神奈川県立歴史博物館の見どころを、非公開部分も含めて案内していただき解散となりました。

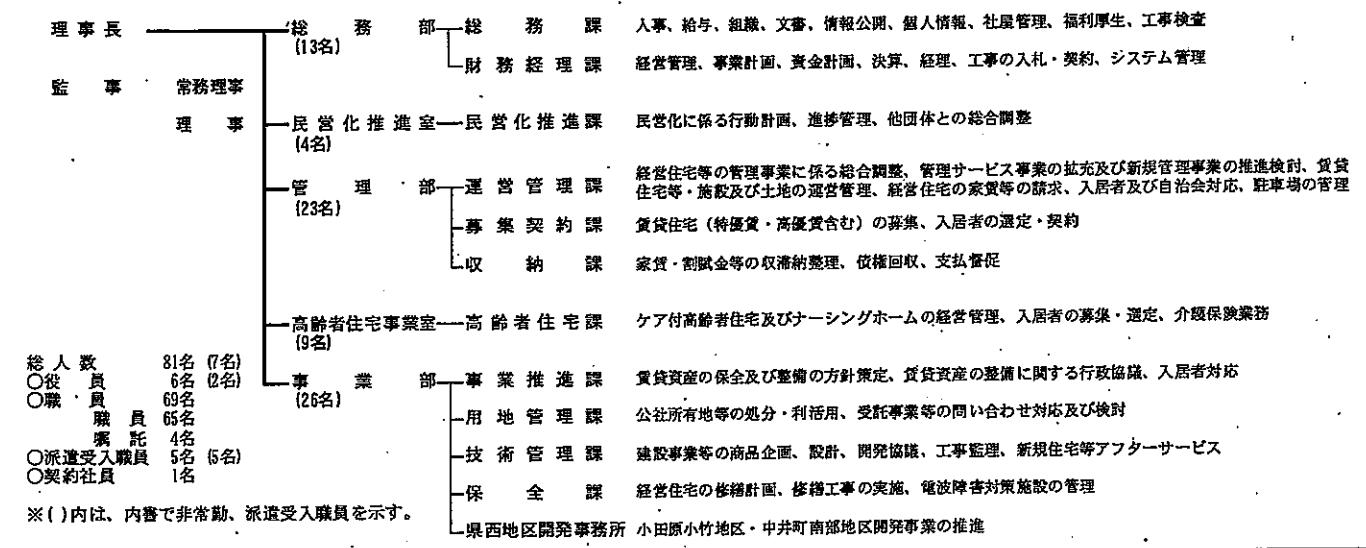
ともと個人的に近代建築に興味はありました。今回、セミナーは改めてその魅力を感じることができるものでした。4月に特別展の彩色立面図にも描かれていた「旧藤沢ゴルフ俱楽部クラブハウス（神奈川県立体育センター 通称：グリーンハウス）」を見学しましたが、今後も県内などの近代建築を見に行きたいと考えています。

神奈川県住宅供給公社の組織改編について

県住宅供給公社技術管理課 仲戸川 正仁

当年度に創立60周年を迎える当公社は、平成22年度を将来の民営化に向けた本格的なアクションを開始する年と位置付け、新たな戦略的組織としました。民営化に向けたアクションを力強く進めため、これまでの3部10課1所体制を3部2室11課1所体制に改組し、民営化業務・高齢者住宅業務を部から独立させ、民営化推進室、高齢者住宅事業室を新設した他、組織の一部統廃合を実施しました。

組織図（平成22年4月1日）



第7回神奈川県建築士会活動交流会
『残したい！伝えたい!!』
～歴史的建造物を後世に～
・関根郷史^{*1}・川島孝之^{*2}・山田満^{*3}・広岡まり^{*4}

今回で7回目となる活動交流会ですが、本会の女性委員会が立ち上げた催しで、当初は会員相互の交流の場としてスタートしました。昨年度からは本会全体の行事となり会を挙げて開催されています。昨年度に引き続き、企画運営を支部が担う形で開催されました。

■開催概要（敬称略）

日時：平成22年3月14日（日）13:00～18:30
場所：横浜市開港記念会館 講堂

内容：

【第1部】基調講演

「まちづくりは、人づくり」

西和夫（神奈川大学名誉教授）

【第2部】活動発表

「歴史的建造物保全活用に関する多彩な活動」

○発表者：

柿本美樹枝（土会子どもの生活環境部会）

佐藤里紗（NPO法人旧モーガン邸を守る会）

片貝文雄（NPO法人葉山環境文化デザイン集団）

菅孝能（鎌倉歴史的資産調査会）

島田眞弓（よこはま洋館付き住宅を考える会）

【第3部】パネルディスカッション

「歴史的建造物の保全活用の担い手」

○コーディネーター：

後藤治（工学院大学教授）

○パネラー：

塩見寛（静岡県建築士会 景観整備機構）

福田省三（市民が創る秦野のまち/秦野市景観

まちづくり市民会議）

森山恒夫（土会スクランブル調査隊）

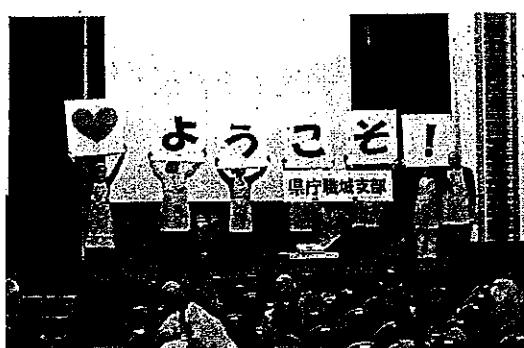
【懇親会】17:30～18:30

【オプション】11:00～11:30

「開港記念会館の見どころ解説」

○解説者：村島正章（土会技術支援委員会）

企画運営：第7回神奈川県建築士会活動交流会
実行委員会（県庁職域支部・技術支援
委員会・青年委員会・女性委員会）
参加者数：149名（うち県庁職域支部27名）



〈県庁職域支部によるオープニング〉

■第1部 基調講演

「まちづくりは、人づくり」

最初に西研究室が関わった全国7カ所のまちづくりの事例紹介があり、そのうち2カ所について地元と協働で「町づくり研究所」を設立したという話がありました。まちづくりを動かす人たちということで、NPO、商工会議所、建築士会、町の有志、行政等の様々な主体の事例をお話し頂いて、行政はあまり表に出ると失敗するので、人づくり等のバックアップを行うといいというお話がありました。これは我々行政職員にとって多少耳の痛い話でしたが、やはり地元が主体的に関わらないとまちづくりは進まないと言われているのではないかと理解しました。

■第2部 活動発表

「歴史的建造物保全活用に関する多彩な活動」

○柿本さんの活動では、子供たちによる土壁塗り、土間たたき体験を通して、職人への敬意などを実感しました。

○佐藤さんは、旧モーガン邸を二度の被災を超えて再生するため、オレンジ瓦プロジェクトへの協力を呼びかけました。

○片貝さんは、解体された音羽楼に接する参道を地域資源として開発者に提案し、景観・緑を守りました。

○菅さんは、鎌倉歴史的資産調査会で、近代建造物、約1400棟をリストアップし、それを残していく活動（邸園再生相談事業）を紹介されました。

○島田さんは、よこはま洋館付き住宅を考える会による、洋館付き住宅の調査、実測、改修調査、登録有形文化財の登録と「建物を生かし、文化を生かす」取組を紹介されました。

■第3部 パネルディスカッション

「歴史的建造物の保全活用の担い手」

当日、塩見さんのお話が印象に残りました。本県でもスクランブル調査隊の活動など歴史的建造物の保全活用に積極的に取り組んでいるとの自負がありましたが、静岡県では、さらに一步踏み込んで景観法に基づく景観整備機構として活動しているとのことです。

全国の景観整備機構の半数以上が建築士会であり、多様な専門家集団である建築士会こそ景観整備機構にふさわしい、建築士会が法律行為を行える画期的な制度であるとのお話にとても感銘を受けました。

また、静岡県職員でもある塩見さんは、県教育委員会と協働して、建物保全の専門家の育成にも取り組んでいるとのことで、同じ立場の私達にとっても参考となるお話であり、あらためて頑張らなければいけないと思いました。

*1:県環境共生都市整備課寒川駐在事務所

*2:県松田土木事務所

*3:県住宅營繕事務所

*4:県産業立地課

邸園(歴史的建造物)保全活用推進員養成講座
～ヘリマネ32名が誕生～
県都市整備課 池田 誠之

前号(2009.3発行)では、住宅計画課の松園さんに試行講座について受講者の立場で書いて頂いたところですが、今回は私、池田誠之が21年度から本格実施した講座全体について主催者の立場で報告します。

■講座の特徴■

邸園文化圏再生構想の取り組み経過を踏まえて、邸園等の保全活用への助言や創造的活用を核とした地域づくりを推進する専門家「邸園(歴史的建造物)保全活用推進員」(通称:ヘリマネ)の養成講座を21年度から本格的に実施することになった。講座の特徴としては次のような点を挙げることができる。

- 邸園保全活用の取り組みもNPO活動から始まったことに鑑み、歴史的建造物保全活用NPO活動の中核を担う或いは活動に関わることができる専門家の養成を目指している。
- 建築士資格を受講要件とする「保全設計監理コース」と、受講要件の無い、すなわち市民向けの「活用マネジメントコース」を設けている。
- 「保全設計監理コース」では、実測調査演習や所見作成演習など演習を重視し、文化財指定・登録の促進も意識したカリキュラムとしている。

■講座の内容■

トップランナーである兵庫、先行する京都や静岡の講座を参考に、また神奈川士会スクランブル調査隊等の協力も得て、座学である講義36時間と実測調査等の演習24時間の計60時間の講座を構成した。「保全設計監理コース」では全60時間を「活用マネジメントコース」では一部分の全28.5時間を履修することとしている。講師陣は大学教授、NPO活動家、職人、行政職員など、かながわの有する人材力を十分に生かしたものとなっている。また、全単位受講者には修了証を交付した。なお、昨年度の試行講座受講者は優先的に受講できることとした。

保全活用の実際ではグループによる調査作業から始まり、協働で事に当たることが多いことから、講座には「私たちが見つけた歴史的建造物の発表」というグループ作業により歴史的建造物を発見・調査する課題も含んでいる。

〈邸園(歴史的建造物)保全活用推進員養成講座
カリキュラム〉

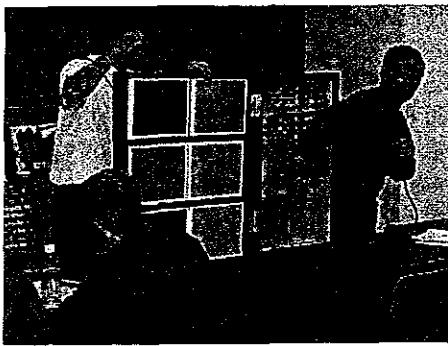
	1限	2限	3限	4限
第1日	邸園構想と推進員の目指すもの （市整備公團課）	近代住宅史と湘南形成 中その1 水沼淑子	近代住宅史と湘南形成 中その2 水沼淑子	景観法と歴史まちづくり法 （市整備公團課）
第2日	造園 （大胡周一郎）	日本住宅史 （小沢朝江）	町並み調査と町づくり （西和夫）	建築基準法 （建築指導課）
第3日	瓦工事 （藤井禎夫）	左官工事 （湯田雄二）	建具工事 （古瀬恭良）	木工事 （松本高広）
第4日	改修工事の事例 （越智英夫）	耐震診断 （木村惇一）	改修概論 （大野敏）	歴史的建造物を生かす （後藤治）
第5日	歴史的建造物の活用法 （著者不詳）	活用事例 （リクライナム）	アート シメント （池田修）	邸園の維持管理運営 （多見賀子）
第6日	歴史的建造物を保存活用した霞銀閣 （鎌倉市）	海外の歴史的建造物の 保全活用 （民岡順明）	主なづくり NPOの運営 （水井基朗）	私たちが見つけた歴史的建造物の 発表 事前相談会
第7日	登録文化財制度 （文化庁）		現場見学 （菅孝能）	
第8日	実測調査のやり方 （大野敏）	実測調査演習・写真撮影演習その1 （森山恒夫）	所見作成演習 その1 （大野敏）	
第9日		実測調査演習・写真撮影演習その2 （森山恒夫 越智英夫）	所見作成演習 その2 （西和夫 水沼淑子）	
第10日		歴史的建造物滅失・発見調査と発表		
第11日		私たちが見つけた歴史的建造物の発表 （水沼淑子）	修了式	

※敬称略。網掛け部分が活用マネジメントコース。

■講座の運営結果■

保全設計監理コース62名、活用マネジメントコース16名の計78名の受講者が講座を受講し、計32名の修了者が誕生した。また、歴史的建造物保全活用の技術は非常に多岐に渡り奥が深いため、ヘリマネは協働連携しながら保全活用に関わっていくことが重要であると考えられる。このため、マーリングリストの開設や懇親会の開催など講座時間外も含めて受講者同士の交流に努めている。

また、演習の会場設定において、調整不足から最終的に会場としての使用を断られることがあった。所有者の思いや悩みを十分理解し真摯に対応するという原点に、受講者とともに主催者も、そして、歴史的建造物保全活用に関わる全ての関係者が、常に立ち返る必要があると実感し反省した場面であった。



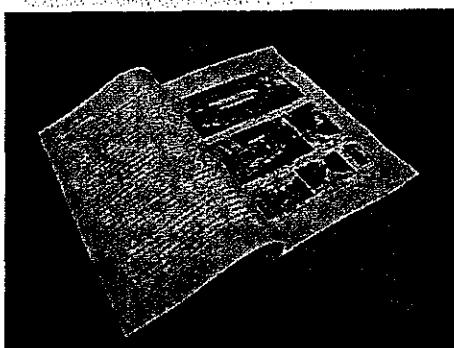
〈講座第三日 左官工事〉



〈講座第八日 所見作成演習その1〉



〈講座第九日 実測調査演習・写真撮影演習その2〉



〈「私たちが見つけた歴史的建造物」調査票
…第7班(竹田、沼田、松本、白田、山中、民岡)作成〉

■ヘリマネや講座の意義■

ヘリマネや講座の意義としては、次のようなことが挙げられる。

- 所有者に比較的身近な位置にいる建築士に活躍していただく。
- 特に、所有者に歴史的建造物の価値や魅力を的確に伝え、修理修復に関しては匠の技を理解し、さらには現代的な生活の要求にも対応した助言を行う。

○歴史的建造物の専門家的応援団として、所有者のプライバシーにも配慮しつつ、価値や魅力を的確に伝え、さらなる応援団を増やしていく。

○同期生及び講師が連携して保全活用に当たるための連携を生み出す場となる。

○今や文化財建造物の修理修復でのみ継承されているといつても過言ではない伝統的技術、すなわち文化財建造物の分野で閉じられてきた技術を広く建築界で共有し、パリアフリー、耐震や利便性・快適性など現代的な要求も取り込んで柔軟に継承を図る。

○これまで、保全活用に関して、ある部分では力を発揮できる多様な主体がいるが、各々、足がすくんでいる状態であった。今後は、専門技術力を有するヘリマネ或いはヘリマネグループが、県・市町と連携しながら各者の間をコーディネートする方向を目指すべきであろう。

■今後に向けて■

邸園(歴史的建造物)保全活用推進員が活躍する場を広げるには、実績を上げ、社会的認知を得ることが極めて重要である。そこで、既に豊富な知識を持って活動を継続し実績を上げている神奈川県建築士会スクランブル調査隊やYYJK等、大学教授・職人等多彩な講師陣、或いは本県文化財部局や市町等の行政との連携を進めることが必要である。行政との連携を進める上では、行政職員も技術力を磨くことが有意義と考えられるので、22年度からは行政職員の受講についても検討している。

また、このようなヘリマネの取り組みが全国各地に広がり、例えば歴史まちづくり法の今後の展開の中で、国としての支援やオーソライズが実現しないかと考える。いずれにしても、かながわにおいては、先進地域や近隣地域の取り組みを参考にしつつ、調査・助言などの活動を実践しながら協働によるヘリテージマネジメントの仕組みを確立し、新たな職能を切り開くべく息の長い取り組みにしていくことが重要と考えている。

その第一歩として、修了者が協働して推進員としての助言等に取り組むため、修了者組織の立ち上げが喫緊の課題と認識している。組織立ち上げに向けて受講者の中心的メンバーはもちろんのこと、関係者への働きかけを進めていきたい。

県庁職域支部の皆様にも、建築士として、講座への参加はもとより、修了者組織への参画、さらには邸園文化圏再生構想やヘリマネ全体の取り組みへの積極的・主体的な参画を是非お願いします。

神奈川県建築士会が実施した
平成21年度住まい・まちづくり担い手事業
本会技術支援委員長/県公営住宅課 村島 正章

国土交通省では、長期優良住宅等推進環境整備事業費により、住宅の建設・維持管理・まちづくり等について、先導的な活動を行う団体へ支援を行い、その成果等を、今後、世代を超えて地域の資産となる住まい・まちづくり活動の情報提供等に活用する「平成21年度住まい・まちづくり担い手事業」を行っています。これに神奈川県建築士会が代表となって応募し、士会連合会及び静岡県建築士会と共に、半年間研究を行いましたので、その概要をお伝えします。

日本の各地域には、地域の歴史・文化の拠り所となる価値のある貴重な建築物が多く残されており、これらを保全・活用しつつ、魅力ある地域の文化・記憶を継承していくこうというニーズはますます高まってきていますが、こうした建築物を活用するため用途を変えたり、増改築を行おうとする際には、一律の建築基準法の廻り適用を受け、それが障壁となる場合が少なくありません。

建築基準法第3条第1項第3号には、文化財保護法により指定された国宝や国の重要文化財以外であっても、地方公共団体が条例により、文化的価値を認め、現状変更の規制及び保存のための措置等が講じられている建築物については、同法の適用を除外する特例的な制度が規定されていますが、この制度はあまり知られておらず、その活用もほとんど進んでいないのが実態です。

そこで、本事業では、これらの手法の活用を促進し、文化的に価値のある建築物を保全・活用したまちづくりの推進を図ることを目的とし、①県有施設のグリーンハウスなど神奈川県湘南地区及び静岡県遠州地区で対象建築物のケーススタディを行い、②モデル条例案を作成して、③報告会を行いました。そして、建築基準法の特例制度の効果的な活用策について、外部への発信と地方公共団体等へ普及啓発を図るために参考資料を作成しました。

具体には、両地区の対象物件の各々について、保全活用に向けた修繕・用途変更・増築を想定し、活用が可能な建築基準法の特例制度等の手法と手法活用に当たっての課題を踏まえ、連合会が設置した検討委員会で、建築基準法第3条第1項第3号活用のモデル条例のイメージを検討し、文化的・歴史的建造物を活かした総合的なまちづくりを進める視点を持った「(仮称)〇〇市歴史的・文化的価値のある建築物の保全・活用に関する条例(案)」を平成22年2月2日開催の「報告会」において、提案しました。

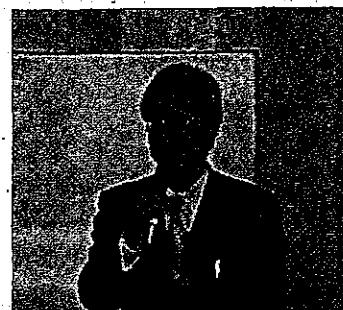
各執筆担当のおかげで充実しました。感謝です。編集とはズレますが、横浜都心部の高速道路の地下化等「まちづくり」の大先輩田村明さんが亡くなられました。まさに巨星落つの感がありです。偲ぶ会へ行き、88年当時の文章で、高速道路の地下化に関し「田村は踏みとどまつた」との表現を初めて読み、そして榮久庵憲司氏へもまちづくりとは忍耐力と言われたとのことで、まさにまちづくりは忍の一宇と再認識。その他にもいろいろ思うところがありました。(池田誠之)

モデル条例案では、所有者の同意か申請により市長が、①文化的価値のある建築物として市民に認められている建築物 ②登録有形文化財 ③景観重要建造物を「歴史的建築物」に指定。増改築や色彩変更の届け出を義務付けたり、所有者と協議して保全活用計画を定めることを規定しており、また、市長が登録する「歴史文化まちづくり支援団体」が、建築物指定を提案したり、所有者を支援したり、建築物を管理できるように考えています。このほか、助成制度や所有者変更に伴う権利義務の承継などの規定も盛り込みました。なお、検討委員会では、外国における適用除外の運用状況や地方公共団体の独自条例(萩市の保存条例)で基準法の適用除外を受けた事例等情報提供の重要性も指摘され、「報告会」で報告しました。

検討委員会をきっかけに保全・活用を活動目標とする神奈川県建築士会と静岡県建築士会のグループ同士の交流が生まれ、互いに先進的に取り組んでいる事例を参考にすることが可能になるとともに、検討委員会における議論により、有識者の意見を聞くことができ、課題等を多方面から検討することができました。報告会終了後も、市町村の建築行政部局等から、報告会配布資料の送付依頼があるなど、建築行政部局の関心の高さが伺われ、また、2月22日付け日刊建設通信新聞において、重要文化財などに指定されているなくとも、地域で価値が認められている建築物の保全・活用策として提案された建築基準法適用除外の

「モデル条例案」の紹介記事が掲載されました。

22年度も引き続き、担い手事業に応募し、静岡県遠州・掛川地区や神奈川県湘南地区の2事例程度の保全・活用事例について、具体的な条例化に向けて、その課題を整理し、条例を定めやすくするため、行政担当者も交えての検討会を組織し、建築士会連合会内に設ける「歴史的建築物の保全・活用アドバイザーカンパニー」と連携しながら、特例制度活用策を検討することとしています。



〈報告会で報告する筆者〉



〈報告会開催風景〉